

# 郡山市産後ケア事業のご案内

- ・自宅での育児に不安がある
  - ・赤ちゃんのお世話の仕方やリズムが分からない
  - ・手伝ってくれる人がいなくて不安
  - ・出産と育児の疲れで体調がよくない
- など…



郡山市では、出産後、安心して子育てができるように、市で委託する医療機関や助産所で、お母さん（産婦）や赤ちゃんのケアを支援するために産後ケア事業を実施しています。

## 利用対象者

- ◆ 郡山市に住民票があるお母さんと出産後1年以内のお子さん
  - ・お子さんのみの利用はできません
  - ・委託機関により、お子さんの受け入れ対象月齢が異なりますので【別表1・2】令和6（2024）年度 ご利用できる施設のご案内を参考にしてください
- ◆ 医療行為を必要としない方

## ご利用できる期間とケアスタイル

- ①産後ショートステイ（宿泊）… 原則7日間まで（1泊2日は2日と数えます。）委託医療機関等に宿泊して、ケアを受けます。
- ②産後デイケア（日帰り）……… 原則7日間まで委託医療機関等に通所して、ケアを受けます。
- ③産後訪問ケア（アウトリーチ）… 原則7日まで利用者の自宅へ委託医療機関等の実施担当者が訪問し、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細やかな支援を実施します。（1日2時間程度）

## 利用方法

- ① 希望する委託医療機関等に直接電話をして、仮予約をしてください。併せて、持ち物などについても確認してください。
- ② 郡山市こども家庭課へ利用申請をしてください。申請書を提出いただくか、ウェブサイトからの申込みをしてください ※医療機関等への連絡だけでは申込みは完了しません。ご注意ください。
- ③ 郡山市から「利用承認通知書」と「クーポン券」を郵送します。
- ④ 「利用承認通知書」等を持参のうえ、希望した施設でケアを受けます。

